

第5章

韓国の先進国化過程における労働と福祉の位相

新自由主義と普遍主義のポリシーミックス

金 早 雪

はじめに

1990年代 韓国は先進国化過程で、労使政委員会による社会協約方式によって、労働市場柔軟化に代表される新自由主義的な労働政策と、他方では市民運動団体の国会への働きかけによる普遍主義（社会民主主義的）な福祉政策という、顕著に対照的な政策展開がみられた。福祉国家化過程でのこの両極化プロセスをトータルに理解するため、1960年代以来の労働（雇用と労使関係）・福祉の位相の転換を、利益団体が国家に対して従属的か自律的に着眼するシュミッター [1984: 45] の国家 / 社会コーポラティズム論を援用して考察する。

すなわち、1960～70年代までの国家コーポラティズム（権威主義・開発独裁）では、経済成長（雇用拡大）をバックボーンとして、労働組合・運動への厳しい制限や弾圧ときわめて限定的な福祉という政策パッケージが展開された。1980年代から1990年代半ばにかけての過渡期（ポスト国家コーポラティズム）には、民主化宣言（1987年）を経て、ILO加盟などの先進国化（＝国際化）を課題としたが、労働・福祉パラダイムが大きく転換することはなかった。

様相が一変するのは、1990年代半ば以降である。ILO（1991年）、OECD（1996年）加盟を背景とする労働組合（労組）・運動の規制緩和を争点としつつ、1997

年のIMF通貨危機に前後して、脆弱なソーシャル・セーフティネット（OECD [2000], Shin [2003]）と低成長下での労働市場柔軟化（雇用不安）と、他方では普遍的福祉への劇的な政策転換がみられた。敷衍すると、二大労総（韓国労働組合総同盟：韓国労総と全国民主労働組合総連盟：民主労総）がともにその存亡にかかわる労使関係改革をめぐって対立をいっそう深め、その調停のために設置された労使政委員会は、政府・使用者・穏健派の韓国労総といういわば「2.5者」合意によって雇用流動化に舵をとった。雇用保険（1995年施行）の不備から、失業者救済の一部は新設ワークフェアにゆだねられた。

現代韓国の労働・福祉の位相の特徴は、ひとつには経済自由主義と福祉普遍主義が並存すること、もうひとつはこうした相反する方向性をとる政策パッケージが従来の政府主導ではなく、それぞれ労使政委員会や市民運動団体が大なり小なり介在し、社会コーポラティズムの兆しを帯びたことである。これをさしあたりネオ・コーポラティズムと位置づける。社会コーポラティズムへの移行の可能性、あるいはその限界や阻害要因の検討に向けて、本稿では、労働・福祉の位相変化と、位相変化をもたらした労働・福祉政治の動態を考察する。ただし、福祉政策・政治については、金早雪 [2002] [2003] [2005], Kim Jo-Seol [2005] で明らかにしてきたので（現行福祉制度と実態は金早雪 [2004a] [2006b] など参照）、ここでは労働政策・政治に、より多くの紙幅を費やすことを断っておく。

まず第1節では課題・視角の提示と先行研究の検討にあてる。第2節では国家コーポラティズムから1980年代の過渡期を経て、1990年代以降のネオ・コーポラティズムへの転換にともなう労働（雇用）と福祉の位相関係を、具体的な政策展開をもとに描く。そして第3節で、労働政治の未成熟と労働勢力の分裂状況を背景とする、労使関係改革（複数労組解禁など）と引き換えになされた労働市場柔軟化の実態を明らかにする。

第1節 課題・視角と先行研究

1. 課題と視角

1990年代半ば以降における韓国の労働市場柔軟化(経済自由主義)と普遍的福祉への転換の同時進行は、経済パフォーマンスを背景とする労働・福祉政治から生まれた。

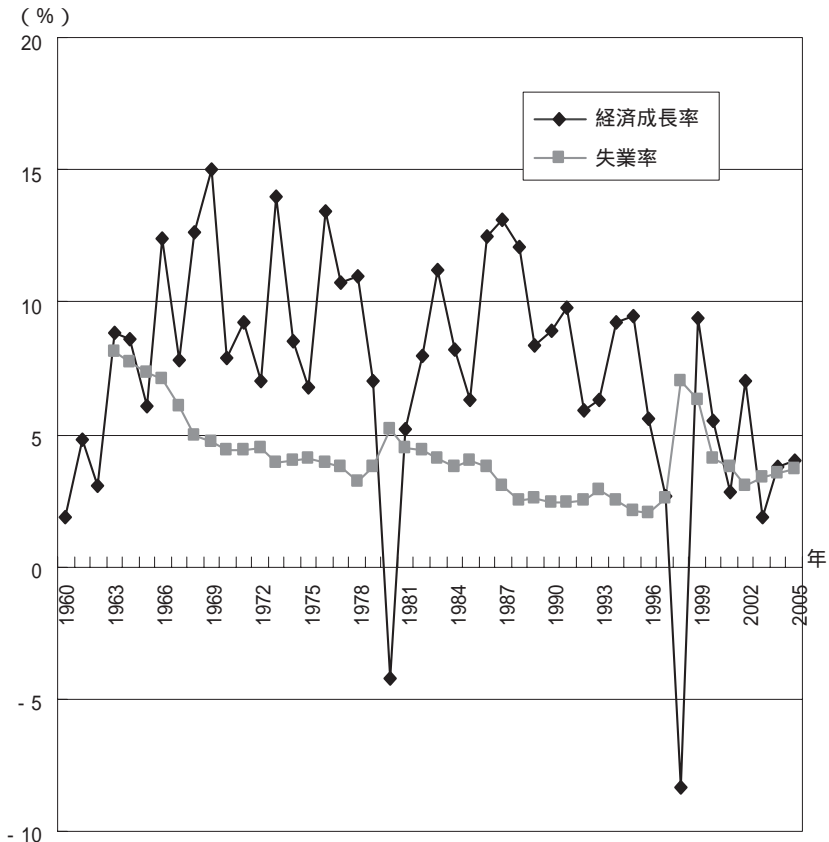
図1にあるように、1970年代にみられた10%前後の高い経済成長率と失業率低落という現象は、1980年代から1990年代半ばまで(成長率はやや低位とはいえ8%前後)連続性がみられたが、1990年代後半以降、とりわけ近年、成長率鈍化傾向(2003~06年平均4.2%)とともに失業率の上昇がうかがえる(後述するように、失業率以上に、非正規労働に起因する雇用不安が発生している)。

1970年代までの限定的福祉は、良好な経済パフォーマンスによる雇用拡大を後背地としていた。IMF通貨危機(1997年)以降の低成長下で、労働・福祉の位相関係は、雇用拡大と限定的福祉から、労働市場の柔軟化(雇用不安)と普遍的福祉へと転換した。

本稿の第1の課題は、こうした経済構造の変化を背景とする、労働(雇用)と福祉(公的扶助)の位相転換の具体的な経緯と内容を明らかにすることである。

もうひとつの課題は、この位相関係逆転に深くかかわる労働政治と労使関係の状況を解明することである。権威主義体制からの脱却後における、二大労総への分裂と両者の対立が、労使政三者の社会協約の場で、労働市場柔軟化へと押し切られる遠因であった。そこで、この三者協議制度の位置づけを明確にする必要がある。権威主義体制における労働統制が国家コーポラティズムの典型であったのに対して、この三者協議制度は、政府主導になるとはいえ、労働政治において社会コーポラティズムの契機となる可能性がないともいいきれない。少なくとも政府の三者協議体設置の目的は、混迷する労働

図1 経済成長率と失業率



(出所) 統計庁『韓国統計年鑑』各年版。

勢力の分裂状態の解決もさることながら、急進的労働運動を排除し、かねて目標としてきた協調的労使関係のもとで社会協約形態による安定的労働政治を構築することである。労働・福祉の位相関係の逆転にもかかわらず、「労使関係先進化」と称される協調的で安定した労使関係への改善は、国家コーポラティズム時代からの目標であった。労働・福祉の位相変化は、この目標への誘導過程の産物ということもできる。

以上の分析にあたって、1960～70年代の権威主義・開発独裁を第1期とし、1980年代から1990年代半ばを第2期あるいは過渡期として、1990年代半ば以降を第3期とする⁽¹⁾。第1期を典型的な国家コーポラティズムとして捉えることに異論はないであろう。第2期について辻中 [1994: 473] は、「団体の噴出」と従来の国家コーポラティズム的な団体セクターの消滅から、ポスト国家コーポラティズムと位置づけている。しかし、ここでは第3期における社会コーポラティズムの形成・定着に向けたせめぎあいが、労働と福祉において、ともに社会コーポラティズムの萌芽がありながら、それぞれ別個の主体と論理のもとで展開されたことを、韓国のネオ・コーポラティズムの特徴とすることから、第2期は過渡期またはポスト国家コーポラティズムというしかない。

第3期の労働・福祉政策に反映されたネオ・コーポラティズムの機能的特徴として、労働統制の緩和と民主化にともなって台頭した労働・市民勢力が、程度の相違はあるが一定の自律性を発揮したことが認められる。具体的には、次のように要約することができる。すなわち、労働政治・政策では、1995年 第2ナショナルセンターの結成、1996年の労使関係改革委員会、そして1998年からの労使政委員会による社会協約のもとで、過去の労組弾圧の段階的解除と引き換えに労働市場柔軟化がなされた。他方、福祉政治・政策は、1980年代の民主化・学生運動経験者（386世代）が主導する市民運動が、1994年の生存権憲法裁判の支援を皮切りに、国会請願を通じた生活保護法の改正・社会保障基本法制定（1996年）を経て、1999年の金大中大統領による「生産的福祉宣言」に後押しされ、ワークフェアをあわせもつ点で条件つきながら普遍主義へと大転換を遂げた。

2. 先行研究

労働政策や福祉改革の研究は数多いものの、労働（経済）と福祉の位相を正面から論じたものは意外に少ない。ナム [2006] が、経済・労働・福祉い

ずれにおいても政府不介入・市場化傾向は1987年から顕著であるとしつつ、こと金大中政権の「生産的福祉」政策(大統領秘書室・삶의質向上企画団[2002])を新自由主義とすることには異を唱えたように、労働・経済と福祉の相反する方向性への同時進行は否定しがたい事態であった。それをどう整合的に理解すべきか、理論的枠組みはまだ定立されておらず、極論すれば、経済規定主義と福祉規定主義への分裂傾向がみられる。

すなわち鄭武権[2006:126]は、生産レジームと福祉レジームをもとに、労働と福祉のトータルな視点の必要性を提示して、「韓国型開発主義レジーム」の特徴のひとつとして「社会政策の経済政策への従属関係」を指摘したが、「開発主義レジーム」における労働・福祉の動態的位相にまでは掘り下げられていない。そのため、いずれかといえば開発主義=経済による規定づけの印象を与える。

他方、福祉サイドに立脚した論議では、理念枠組みと実態のずれ(Kuhnle[2004])や開発主義の要素(Holliday[2000], Kwon[2005])のほか、新たな福祉レジームの検討が深められている(武川・キム[2005], 武川・イ[2006], 山地[2007]など)。しかし、福祉改革に並行する経済自由化政策の位置づけには困惑するか、さもなければ労働にはあまり言及されないかであった。福祉国家論争(金淵明編[2006])の主要争点も、福祉レジームの転換において、経済自由主義(国家不介入)が貫徹されたのかそれとも国家責任の強化かという国家の役割評価をめぐるものであった。

この論争を整理した金成垣[2006]は、福祉財政の規模・相対比や改革プロセスなど、同じ数値や事実展開に依拠して、国家責任強化とみるか新自由主義の貫徹とみるかは論者の主観の対立に過ぎず、論争を生産的なものに発展させるには、「市場」対「国家」、「小さな政府」対「大きな政府」の枠組みから抜け出すこと、そして「市場経済化と福祉国家化の並行」という韓国の歴史特殊性の整合的説明が必要だと看破した。ここに至って、労働・経済と福祉の統合分析視点の必要性が明確にされたといえよう。

具体的にはどのような概念装置が有効だろうか。政策の方向性だけをもと

に国際比較や類型化したのでは、グローバリズムのもとで経済・福祉双方の自由主義化が進む先進国に対して、韓国のみが例外とされて終わることが懸念される。

位相の変化を捉える手がかりのひとつは、福祉国家化過程の時間軸の設定である。

すなわち、玉井 [2006] は、日本は終戦直後までの失業・貧困状態が、1973年福祉宣言までの高度成長期に完全雇用・社会保障に転化し、以降、両者が揺らぐ低成長期というパターンを見出している。これにならうと韓国は、第1期に完全雇用と限定的福祉、第2期に完全雇用と低福祉、そして第3期に雇用流動化（完全雇用放棄ではない）と普遍的福祉という取り合わせがみられる。

日本との相違から、2つの示唆が得られる。ひとつは、福祉における家族役割や労使関係におけるパターナリズムなど、日韓の文化的な同質性よりも、政治・経済のダイナミクスに起因する可能性があるという点である。これを延長すれば、アジア的はまだしも（後発性要素という共通点がある）、少なくとも経済・雇用政策まで含めて儒教的といったレジームにくくることには再考を要するかもしれない。もうひとつは、労・使や市民・国家といった当事者の関係性ととともに、その利害調整機構（三者協議体、国会）が、低成長やグローバリズムという同様の経済環境のもとで、政策の方向性の相違を決定づけているのではないかという点である。

なお関連して、野口編 [2006] が日韓の福祉国家の成立について、「政府と市場（グローバル化）」、「集権と分権（ローカル化）」という2つの対立軸を設定して、エスピン・アンデルセン [2001] の社会民主主義モデル（スウェーデン）、保守主義モデル（ドイツ）、自由主義モデル（アメリカ）は、いずれも分権では共通し、政府・市場の強度差によるものとして位置づけられている。そしてこれらに対して、韓国は、集権＋政府という「集権的計画モデル」に近いところに位置して、今後の市場化・分権化の強度次第で、先進国の3つのいずれかに接近することを予測している。政府・市場と集権・分権という

2次元から接近することで、エスピン - アンデルセンの3つのモデルに対する韓国モデルの特性が示され、かつ金成垣の生産的な論争へのもうひとつの可能性を開いたといえよう。

第2節 労働と福祉の位相

1. 労働・福祉政策の展開

労働・福祉の位相転換の考察に先立って、経済・社会状況について表1をもとにみておこう。

まず一次産業従事者の激減とともに、就業形態では、被雇用者が1975年の40.6%から1990年に60.5%、2005年66.4%へと上昇し、自営業と家族従事者の合計がこの間に約60%から33.6%に激減した。被雇用者の雇用形態別では、日雇いが一貫して10%前後(全就業者比)のままのため、就業者に占める日雇いはざっと4分の1から6分の1へ低落したことになる。ただし初期のデータでは常用比率が補足できず、さらに決定的なことにこの就業形態分類と近年の非正規雇用の定義とは整合しないため、就業形態データから近年の雇用不安を明確にすることはできない。ネオ・コーポラティズムが生んだ雇用不安については、後述する。

国家コーポラティズムのもとで基幹産業であった鉱工業部門の就業比率は、1990年代をピークに減少し、2005年現在、サービス産業が73.5%まで占めている。製造業部門の就業者は、1990年代以降、明らかに増加率が低落するとともに、300人以上企業の比率は、初期には財閥主導を反映して、1974年には62.8%にも達していたが、系列化促進法(1975年)や中小企業創業支援法(1986年)などの政策もあって、1985年43.9%、2004年24.2%と、製造業の4人に3人が中小企業で就業している。

集团的労使関係の統制が緩む過渡期以降に、労組組織化が低落した(1990

表1 経済・社会の変化

	1975	1990	2005
経済成長率(%)	6.8(1976=13.4)	8.9	4.0
失業率(%)	4.1	2.4	3.7
人口(1,000人)	31,466	43,411	
就業者(1,000人)	11,830	18,036	22,856
就業形態(%)			
自営業主	33.9	28.0	27.0
家族従事者	25.5	11.4	6.6
被雇用者	40.6	60.5	66.4
うち(%)			
常用			34.6
臨時	31.0	50.4	22.1
日雇い	9.6	10.2	9.7
産業別構造(%)			
農林業	45.9	18.3	7.9
鉱工業	19.1	27.3	18.6
サービス産業	35.0	54.4	73.5
製造業就業者(1,000人)	[1,298] ¹⁾	[2,438] ¹⁾	[2,798] ¹⁾
うち300人以上(1,000人/%)	[815/62.8] ¹⁾	[1,070/43.9] ¹⁾	[678/24.2] ¹⁾
製造業・月間総勤労時間(時間)			213.1
月平均勤労日数(日)	25.4	24.8	23.9
労組組織率(%)	23.0	21.5	[13.0] ¹⁾
平均勤続年数	2.4	4.0	5.9
1人当たりGNI(ドル)	602	6,147	[14,162] ¹⁾
全産業・月平均賃金(ウォン): A	46,654	616,765	2,210,478
最低賃金(月額:ウォン): B ²⁾	-(1988年施行)	155,940	700,600
B ²⁾ /A(%)	-	25.3	31.7
最低生計費(月額:ウォン)	都市 3,500 農村 2,900	全国 48,000	1人世帯: 401,466 2人世帯: 668,504
生計扶助水準(月額:ウォン)	居宅 1,010 施設 4,424	居宅 39,000 施設 48,000	3人世帯: 907,929 4人世帯: 1,136,332
租税負担率[GNI基準](%)	15.5	18.6	[19.5] ¹⁾
一般会計歳出内訳(%)			
経済開発	32.4	26.6	[26.0] ¹⁾
社会保障・福祉	4.9	7.1	[11.0] ¹⁾
国防	22.9	16.1	[16.9] ¹⁾
高齢化率(%)	3.5	5.1	9.4
合計特殊出生率(%)	3.47	1.59	1.08
平均家族規模(人)	5.0	3.7	2.9

(出所) 統計庁『韓国統計年鑑』各年版, 経済企画院『鉱工業統計調査報告書』1974, 1990年, 労働部『労働統計年鑑』2005年版, 同『労働白書』2005年版, 保健社会部『保健社会白書』1990年版, 保健福祉部『保健福祉統計』2005年版, など。

(注) 1) 各年の[]内データは, それぞれ1974, 1985, 2004年のデータである。

2) 最低賃金(月額)は, 公表された時間給(1990年690ウォン, 2005年2,840ウォン)に, 所定労働時間(週44時間をもとに月間226時間)を乗じたものである。

年21.5%から2004年13.0%)のは、企業別労組を主体とする労使関係のもとでの、中小工業・サービス部門へのシフトに遠因があると考えられる。

やや意外なことは、1980年代まで終身雇用が大企業などでしかみられないとされていたが、平均勤続年数は1975年の2.4年から2005年の5.9年へと、日本(1999年11.3年)に比べればはるかに短いとはいえ、長期化がみられる。多くの企業が1960年代以降に創業していることが原因のひとつであるとしても、過渡期以降のサービス化のなかでも長期化傾向にあるため、部分的にせよ終身あるいは長期雇用が進んだものと推察される。

所得水準の上昇だけでなく、以上のような産業・雇用構造の急速な変動の結果、国家コーポラティズム時代における低賃金・単純労働の雇用拡大が、過渡期以降には通用しなくなったものと容易に推察される⁽²⁾。さらに、少子高齢化⁽³⁾や家族制度の急速な変化によって、雇用をめぐるリスク構造が大きく変化したこともいうまでもない。

他方、留意しておく点として、大企業就業者の低減は必ずしも財閥の政治・経済的パワーの低落を意味しない。同族支配になる財閥が放漫経営に走りやすく、そのためIMF通貨危機を招き、福祉国家化過程に並行して財閥・企業改革が経済自由化の一環ともなったことは(高[2000], 李[2004]), 記憶に新しい。

さて、こうした経済・社会変化を念頭において、表2をもとに3つの時期における主要な労働・福祉政策を捉えてみよう。

まず、1970年代までの国家コーポラティズムは、経済開発による雇用拡大の優先、きわめて限定的な福祉、そして反政府活動団体とともに労働組合(特に左派)への厳しい弾圧・統制を特徴としていた(崔[1988], Choi[1991])。すなわち1953年3~5月にかけて制定された当初の労働委員会法、労働組合法、労働争議調整法(1997年改正で、労働組合法と労働争議調整法が労働組合・労働関係調整法に統合)、勤労基準法では、憲法の労働三権を反映して、労組設立自由主義をとった反面、左派労組(朝鮮労働組合全国評議会:全評)を念頭において行政官庁に解散権を付与したほか⁽⁴⁾、企業別協約が強制された。

表2 労働・福祉政策の概要

	第1期：1970年代以前 (国家コーポラティズム)	第2期：1980～90年代半 ば(過渡期)	第3期：1990年代後半以 降(ネオ・コーポラティズム)
政治状況	1948 憲法制定 1961 軍事クーデター 1961-79 朴政権 ¹⁾ 1963-71 第3共和国 1971-80 第4共和国(維新 憲法)	1980-87 第5共和国 1980-87 全斗煥政権 ¹⁾ 1988～ 第6共和国 1988-93 盧泰愚大統領	1993-98 金泳三大統領 1998-2003 金大中大統領 2003-08 盧武鉉大統領
公的扶助	政府・経済行政部主導 限定的恩恵(対象者限定, 絶対貧困水準) 1961 生活保護法 1963 社会保障に関する法 律	政府・経済行政部主導 限定的恩恵(対象者増加, 相対水準悪化) 1981 老人福祉法 1982 生活保護法全文改正 (自活保護追加等)	市民運動・国会主導 普遍的権利(全国民・最 低生活保障) 1994.2 生活保護憲法裁判 (97.5棄却) 1995 社会保障基本法 1997 生活保護法改正 1999 生産的福祉宣言, 国 民基礎生活保障法(2000.10 施行)
公的保険等	限定的年金(職域)・保険 導入 1960 公務員年金 1963 軍人年金, 産業災害 補償保険法 1977 医療保険	皆保険化 1988 国民年金施行 1989 皆保険達成 1993 雇用保険法制定(95.7 施行)	皆年金・年金財政破綻化 1998 皆年金達成 2001 勤労者福祉基本法 2004 国民年金破綻問題
雇用・所得政策	労働市場拡大・雇用保護 1953 勤労基準法(適用事 業場は30人以上:最低 賃金, 解雇手当条項な ど)ほか労働3法 1961 解雇手当を退職金に 改訂 1961 雇用安定法(67改正) 1962-81 経済発展5ヶ年計 画 1974 解雇制限条項, 賃金 債権優先弁済規定	最低賃金保障・高所得 1980 賃金債権弁済の企業 内差別禁止 1988 最低賃金法・男女雇 用平等法, 施行 1991 高齢者雇用促進法 1993 雇用政策基本法 1994 職業安定法全文改正	労働市場柔軟化 1997.12 勤労基準法に整理 解雇・時間制労働・退 職年金 1998.2 M&A整理解雇合法 化, 賃金債権保障法, 派遣労働者保護法 1999 男女差別禁止および 救済に関する法律 2004.3 青年失業解消特別 法(～08.12)

	1974 勤労基準法適用を16人以上に拡大 1975 勤労基準法適用を5人以上に拡大(現行)		2004.12 勤労者職業能力開発基本法 2005.1 勤労者退職給付保障法 2006.11 非正規労働3法(07施行)
集团的労働関係	労組自由設立から許可制・争議弾圧へ 1953 労組申告制(自由設立), 企業別協約強制 1963 労組実質許可制(～97), 労組政治活動禁止, 労使協議会規定 1971 労働争議の実質禁止 1973 複数労組禁止	労働弾圧の多様化・政治勢力化阻止 1980 第三者介入禁止条項, 労使協議会法 1987 複数労組禁止の強化	弾圧解除・労働勢力の二分化・分裂 1997 複数労組・上級団体は解禁(単位労組は2010施行予定), 労組政治活動解禁 1999 教員労組法 2005 公務員労組法
	脱貧困・開発独裁 1950-53 朝鮮戦争 1955 ILO加盟決議 1962～ 経済発展5ヶ年計画 1963 労働局設置	民主化・国際化・サービス経済化 1981 労働局を部に昇格 1982 ILO公式オブザーバ－ 1982～ 経済社会発展5ヶ年計画 1987 民主化宣言・労働大争議 1988 新(現行)憲法施行 1991 国連・ILO加盟, 民主労働党創設 1994 OECDから労働法改正勧告 1994 経済企画院を財政経済院に統合	先進国化・高齢化と経済危機・二極化 1995 民主労総設立(97合法化) 1996.1～7 労働関係改革推進委員会 1996.9 OECD加盟 1997.11 IMF通貨危機 1998.2 労使政合意 1998 財政経済院廃止 2003 労使関係先進化ロードマップ 2006.9 同上, 合意(非正規3法, 複数労組3年猶予, 組合専従者賃金支払い禁止の3年猶予など)
政治・経済・国際情勢			

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 朴政権と全政権が、改憲後に選挙で大統領に就任するのは、それぞれ1963年, 1981年である。

労組設立の実質許可制や政治活動の禁止など, 労働統制を強めたのは工業化始動直後の1963年改正においてである。この改正では同時に, 労使協議会

設置が明文化されたように、この時期から協調的労使関係の形成を目指していたことがわかる。その後、1970年代になると、国家保衛に関する特別措置法（1971年）による労働争議の事実上の禁止や、複数労組禁止条項など、労働統制は頂点をきわめた。

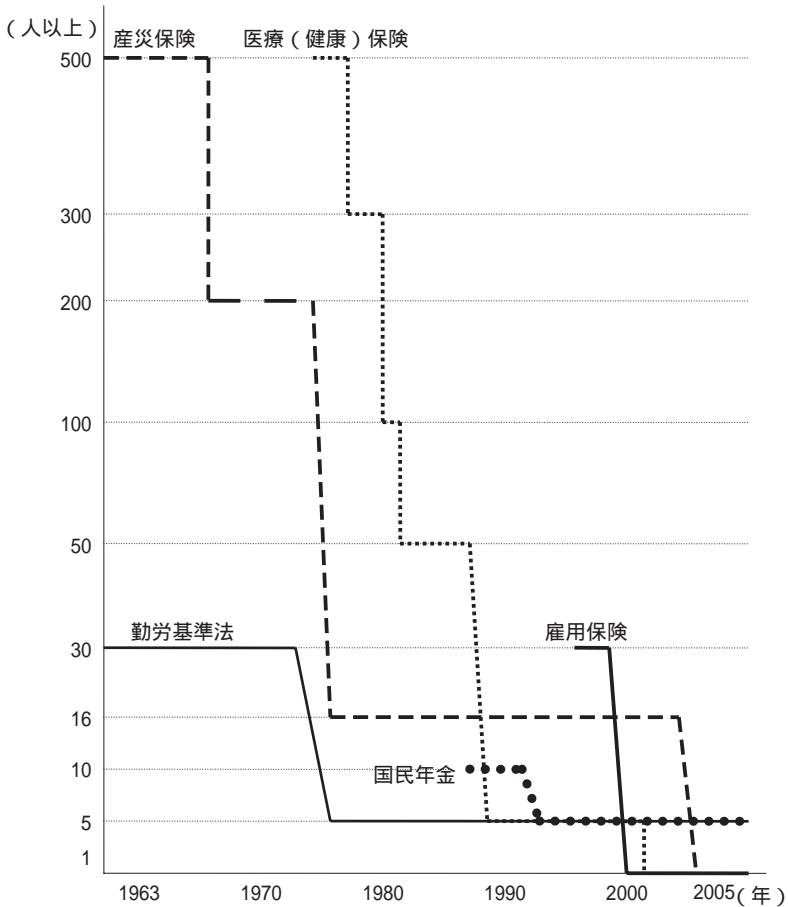
他方、個別的労働関係では、1953年当時の勤労基準法には、解雇等の制限、解雇手当⁽⁵⁾（1961年から退職金）や最低賃金などの規定があり、実態からの乖離は否めないながら、概して現在の勤労基準法と大差なく、当時の先進国法令と比べても優れたものだとして評価されている（金裕盛 [2001: 132]、宋 [2001] など）。おそらく、北朝鮮の人民民主主義政権への対抗が背景にあったため、1955年のILO加盟決議も同様の理由が関連すると思われる。

限定的福祉に目を転じると、生活保護行政は身寄りのない極貧者に最低限（当初1日3合程度）の穀物給付が当時の実態で（金早雪 [2005: 95]）、さらに1963年には社会保障実施留保宣言に等しい社会保障に関する法律が制定された。他方、工業化の始動とともに、対象者が一定規模以上の事業場勤労者に限定されていたとはいえ（図2）、産業災害補償保険法、さらに1970年代後半になって医療保険法（2000年から健康保険法に改称）など、社会保険の整備に着手された。

独裁体制崩壊後の過渡期に進むと、産業構造高度化とともに経済・社会の「先進（国）化」に向けて（経済構造調整諮問会議 [1988]）、経済優先から「社会正義」（社会的公正）が政策目標に加味され（経済開発5ヶ年計画は1982年の第6次から経済社会発展に改名）、生活保護法改正、最低賃金と国民年金の導入のほか医療の皆保険達成もなされたが、限定的福祉パラダイムの転換にはほど遠かった。

1993年には、雇用保険法制定（1995年施行）にあわせて雇用政策基本法が制定されたが、集团的労働関係では、1980年に、労働運動を目的とする大卒者や現役学生らの「偽装就業」を防ぐための第三者介入禁止条項が新設され（上部団体は後の法改正で「第三者」の適用除外とされた）、1987年には同一企業内で同一労働者を対象とする第二労組の設立禁止（複数労組禁止）が付加され

図2 勤労基準法等の適用事業場



(出所) ①[2006: 175], 労働部『労働白書』などから作成。

(注) 製造業の強制適用対象事業場規模で、このほか保険によっては産業別に異なる規模規定や、雇用主(雇用保険), 自営業(医療・年金)などを加えているものがあり、さらにどの保険でも任意加入も認めている。

るなど、実際は「労働弾圧の多様化」に過ぎなかった。1990年代を通じて、一方では「労使関係先進化」の一環として複数労組合法化が主要懸案のひとつとされ、他方、労働現場では、1987年の労働大争議による賃金上昇などを

理由とする人事制度改革とともに非正規労働の活用が広がった（クー [2004: 212, 252-253], 白 [1996]）。

こうして迎えた第3期は、IMF通貨危機に前後して、労働市場柔軟化（雇用不安）、労使関係改革（労組弾圧解除）、そして福祉改革（普遍主義化）が相互に関連しあって急激な展開をみせた。これについてはあとの第2節で詳述するので、1996～98年にかけての労働法改正の経緯を概略、述べておく。

まず過渡期から持ち越された労働法改正は、ILOに次いでOECDでも加盟の条件とされ（金裕盛 [2001: 183]）、1992年の大統領諮問機関・労働関係改善委員会では合意に至らず、1996年に設置された労使関係改革委員会（労改委）で、整理解雇条項の整備と段階的な複数労組解禁など、懸案の大筋合意をみた。

しかし、政府与党案は、労改委合意の基礎となった公益委員案よりも、整理解雇の制約が緩められている上に、複数労組問題でも、上級団体の即時合法化に対して3年間猶予するなど、使用者サイドに傾いていた。1996年12月10日の通常国会は、野党の実力阻止で通過できず、政府は12月26日未明、与党単独で強行採決した（宋剛直 [2001: 27-31]）。政府が強行した理由は、当時、結成まもない少数派・民主労総がストに入っても、既成・穏健派の韓国労総は複数労組解禁がないことで妥協すると見込んだからであった。しかし、実に創設以来50年で初めて韓国労総が、556労組16万人のゼネストに入り、二大労総のストは1月に入っても断続した。そのため同年末の改正は施行令が出されず、1997年3月以降に持ち越すこととされた（兪 [2005: 470-477]）。

結局、1996年法案は施行令が出されることもないまま、1997年3月に、労改委・公益委員案に戻した内容で制定された。同じ頃に発生した中堅財閥・韓宝の倒産に始まる金融・経済危機は、11月にはIMF緊急融資を仰ぐまでに悪化し、その直後に金大中氏が大統領に選出された。就任数ヶ月前から事実上、始動した金大中政権は、1998年1月に労使政委員会を設置し、同委員会が2月に「経済危機克服のための社会協約」を発表するや、この歴史的な労使大同団結は社会コーポラティズムへの一歩とおおいに期待された（木宮

[2001: 222] 。

その詳細とその後の展開は第3節に譲って、以上述べてきたことを要約しておこう。国家コーポラティズム時代における雇用拡大・労組弾圧・限定的福祉という政策パッケージは、民主化が始まる過渡期にもほぼ維持され、1990年代後半の民主化と低成長時代に入って、労組の規制緩和にともなう第2ナショナルセンター登場のなかで、労働市場柔軟化による雇用不安と、他方では、市民運動が主導した普遍的福祉への大転換が起こった。

2. 雇用政策の展開と現状

国家コーポラティズム時代の限定的福祉は、経済成長による雇用拡大をその後背地とし、他方、ネオ・コーポラティズム時代は雇用不安と福祉普遍主義の相乗作用がみられた。各時代を象徴する雇用政策には、1961年の雇用安定法（のち1967年職業安定法）、1993年の雇用政策基本法と雇用保険法、そして1997年の勤労基準法改正による整理解雇条項の整備や非正規労働関連法などがある。ここでは雇用政策に焦点をあてて、過渡期に導入された雇用保険制度と、1990年代半ば以降の労働市場柔軟化（整理解雇と非正規労働）を取り上げる。

まず雇用保険について。4大社会保険のうち雇用保険は、産業災害補償保険（1961年）、医療保険（1976年）、年金保険（1988年）のあと、最も遅れて1995年7月に施行された。遅れた理由のひとつには、勤労基準法にある法定退職金制度（後述）が、老後保障より失業給付の役割を果たしていたことがあげられる。

雇用保険の制定経緯をたどると、김·성 [2005]、Yoo [2000] などによれば、産業災害保険導入時から議論はされていて、1967年5月には国務会議で議決されてもいた。しかし、顕著化してきた都市の零細民（勤労能力のある低所得層）の就労事業は、生計保護の一環として保健社会部（当時）が所管していたほか、概して労働市場は、「過剰の中の不足」が局部的にはあっても基本

的には「買手市場」(安 [1982: 188])であったため、1972年には労働庁の失業対策事業自体もむしろ縮小された。

その後、第2次石油危機後の高失業(1980年の失業率7.5%)を背景として、KDI(朴宗淇ほか [1981])による政策提言のほか、局から格上げされたばかりの労働部(省)でその公式検討が始まった。しかし、「失業者=怠け者」への金銭給付に否定的な社会風潮が強いという理由で留保され、国民年金と最低賃金を優先することで合意された。ILO加盟問題に後押しされて、ようやく1991年に政府内部で創設に合意され、1992年に労働研究院にその研究が委託され、1993年に雇用政策基本法とともに制定にこぎつけた(1995年7月施行)。

このように制定が遅れた反面、雇用保険の強制適用対象は当初から30人以上事業場と比較的広範囲に設定され、IMF通貨危機の影響で予定を早めて1998年10月には全事業場と雇用主に、さらに非正規職(2004年現在、月60時間又は週15時間以上)へと、適用対象の広範化は最も早かった(前出、図2)。政府は雇用保険適用率が事業場ベースで8割、強制加入対象者の64%をカバーするに至ったとしているが、송・홍 [2006: 151]は賃金勤労者全体でみると5割にとどまると指摘している(表3)。

失業給付の保険料は労使折半で、雇用安定事業への拠出は使用者負担である(Yoo [2000])。他方で給付条件の緩和も急速になされた。その結果、朴讚用 [1998: 134]は、1998年当時、失業者150万人、被保険者650万人のうち受給者は最大15万人(10%)と、ドイツ(43.5%)、日本(27.8%)など先進国を相当下回ると推計していたが、IMF通貨危機への対応から受給者は40万人を超えた(表4)。

次に、整理解雇条項について。

勤労基準法は制定時から1997年改正まで「解雇等の制限」と題して、「使用者は勤労者に対して正当な理由なく解雇、休職、停職、転職、減俸、その他懲罰を行ってはならない」とし、解雇手当(1963年から退職金)についても定めていた⁽⁶⁾。

こと整理解雇は、金裕盛 [2001: 347-373]によると、1980年代半ばに学会

表3 社会保険の対象者・適用率（2005年5月）

	公的年金 原注 ¹⁾	健康保険	雇用保険 原注 ²⁾	産災保険 原注 ²⁾
適用対象者 (1,000人)	18歳以上の就業者 22,956	全人口 48,294	賃金勤労者 15,401	賃金勤労者 15,401
適用者(1,000人)	16,903	46,000	7,759	10,697
適用率(%)	73.6	96.0	50.3	69.4
適用事業場(1,000力所 ³⁾)	-	-	1,002	1,039
適用率(%)			80.1	83.0

(出所) 適用事業場は『労働白書』[2005: 219], それ以外は令・審[2006: 151]。

(原注) 1) 軍人年金以外の国民、公務員、私学教職員年金の合計。

2) 非賃金勤労者(自営業者)を除いた賃金勤労者を対象にしたもの。

(引用者注) 3) 適用事業場は2004年度。

表4 雇用保険状況

	就業者 (1,000人)	失業者(1,000人) / 失業率(%)	失業認定 件数(件)	失業給付 支給者(1,000人)	適用(被保険)者 (1,000人) / 適用率(%)
1998	19,938	1490 / 7.0	2,480,448	412.6	5,267 / 63.1
2004	22,557	831 / 3.5	3,781,280	589.6	7,577 / 72.7

(出所) 『労働白書』2005年版, 『労働統計年鑑』2005年版。

でその法理が論議されたり、判例としては、懲戒解雇との差別性が焦点となった事例(1987年)のほか、1989年に大法院がその正当性を判断する4要件(①緊迫した経営上の必要性、②解雇回避努力、③対象者選定基準、④解雇協議手続き)を一般論として提示したのみである。

整理解雇が勤労基準法の条項に盛り込まれたのは、1996年の労使関係改革委員会合意による1997年改正であったが、その内容は上記の大法院による4要件にとどまっていた。それに対して、1998年の労使政合意による「この場合」以下の追記によって(表5)、経営悪化防止のためのM&Aが緊迫した経営上の理由に認められ、合法的整理解雇の範囲が広げられた。IMF通貨危機への対応のなかで、赤字企業が吸収合併などで倒産を免れるなら、全社員が失業するよりは被害は小さいことが、その合理的根拠とされた。そのため第2項以下で、整理解雇後に同一職の人材募集では、整理解雇による退職者の

表5 整理解雇条項

1997年改正法	1998年2月(労使政合意)改正 / 現行支給者(1,000人)
<p>第31条(経営上の理由による雇用調整) 使用者は経営上の理由により勤労者を解雇しようとする場合には、緊迫した経営上の必要がなければならない。 第1項の場合、使用者は解雇を避けるための努力をつくさねばならず、合理的で公正な解雇の基準を定めて、これに従ってその対象者を選定しなければならない。 略</p>	<p>第31条(経営上の理由による雇用の制限) 使用者は経営上の理由により勤労者を解雇しようとする場合には、緊迫した経営上の必要がなければならない。この場合、経営悪化を防止するため、事業の譲渡・引き受け・合併は、緊迫した経営上の必要があるものとみなす。 第1項の場合、使用者は解雇を避けるための努力をつくさねばならず、合理的で公正な解雇の基準を定めて、これに従ってその対象者を選定しなければならない。この場合、男女の性を理由に差別してはならない。 ~ 略</p>
-	第31条の2 優先再雇用等 (新設)
第32条 解雇の予告 (74年改正)	第32条 解雇の予告 (99年一部改正)
第33条 正当な理由なき解雇等の救済申請	第33条 正当な理由なき解雇等の救済申請

(出所)『小法典』韓国司法行政学会(ソウル),各年版。日本労働研究機構[2001:238-239,282]参照。

優先雇用などを定めている。

さらに労使政合意では、整理解雇要件の緩和と引き換えに、労働者保護制度を強めることとされ(송·홍[2006:289]),賃金債権・退職金制度の法改正がなされた。いずれも1960年代の労働者保護政策に淵源をもつことを整理しておく。

まず、法定退職金について。当初の解雇手当を継承しつつ、1961年労働基準法(第28条)で「退職金」とされて、定年または離職(懲戒解雇を含む)に際して、勤続1年につき30日分の賃金(賞与などを含む)相当以上の所得保障を、使用者負担において行うこととされた。この違反に対する使用者への罰則は、強制貯金禁止や不当解雇禁止などと並んで、当初から2番目に重い罰

表6 退職金規定の変遷

改正時期	勤労基準法	適用対象 / 人数
1961年12月	第28条（退職金）使用者は継続勤労年数1年に対して30日分以上の平均賃金を退職金として、退職する勤労者に支給することのできる制度を設定しなければならない。ただし、勤労年数が1年未満の場合はこの限りではない。	1961.12.4 ~ 75.4.27 : 30人以上 / 1966 = 452,951人 1970 = 945,675人
1974年12月	第28条（退職金）： 従前と同じ 第30条の2（賃金債権優先弁済）（新設）	1975.4.28 ~ 87.12.31 :
1980年12月	第28条（退職金制度） 従前28条と同じ 差等制度の禁止（新設） 第30条の2（賃金債権優先弁済）従前と同じ	16人以上 / 1975 = 1,448,099人 1980 = 2,841,317人 1985 = 3,583,457人
		1988.1.1 ~ 89.3.28 : 10人以上 / -
		1989.3.39以降 :
1997年12月	第34条（退職金制度） : 従前と同じ 退職前の中間清算可能（新設） 退職保険・退職一時金信託制度（新設） 第37条 賃金債権優先弁済	5人以上 / 1990 = 5,365,613人 1995 = 6,167,596人 1999 = 7,255,721人
2005年1月	第34条（退職金制度）: 退職給付制度は勤労者退職給付保障法（同日制定）による。 第37条 賃金債権優先弁済	

（出所）条文規定は김수복 [2006] および『小法典』各年版，適用対象規定は윤 [2006 : 206]，適用人数는박・이 [2002 : 30]。

則対象とされた（1987年当時，3年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金で，現在は，2年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金）。

その後，表6のように，1980年改正で，同一事業場における差等制度禁止条項⁷⁾が加えられ，さらに1997年改正で，中間清算のほか，一時金または年金による退職保険に振り替えるという，現行・韓国版401kの原型が導入された。2005年1月27日には，勤労者退職給付保障法へと発展した。

名称は退職金であるが，終身雇用がごく一部でしか定着していなかったため，実際には，退職金条項が適用される企業での失業給付の役割を果たして

いた(房[1998: 22-23])。そのため、国民年金導入反対の強い論拠にはなりえず、かつ雇用保険導入が遅れた一因とも目される。

次に賃金債権保障について。

1998年2月には賃金債権保障法が制定されている。この淵源は、1974年勤労基準法に新設された「賃金債権優先弁済」条項である。当初、賃金・退職金・災害補償金などについて、質権、抵当権、租税、公課金に次ぐ順位とされていたが、1980年改正で質権、抵当権の次へと順位があげられ、1987年改正では最終3ヶ月分の賃金については最優先順位におかれ(最優先弁済)、さらに1989年には退職金・災害補償金も最優先へと改正された。

しかし租税優先主義との不整合や、労働者が強制執行する手段に欠くため、実効性は低かった。さらに1987年ととりわけ1989年改正後、賃金など(特に退職金)を最優先することは、担保物権制度の根幹を揺るがすという異論が続出し、関連して最優先される賃金が3ヶ月分に限定されていることから、退職金についても最終3ヶ月とすべきであるなどの遡及にかかわる混乱や訴訟が相次ぎ、1997年8月に憲法裁判所は、退職金の最優先を憲法不合致(法改正を要する)という判断を示した。

1998年2月の法改正で、最優先の範囲を、最終3ヶ月分の賃金、最終3年間の退職金そして災害補償金とされた。同時に制定された賃金債権弁済保障法で、退職者へのこれらの支払いが、企業倒産などで果たされない場合、「賃金債権保障基金」が使用者に代わって支払い、政府(基金)が使用者へのその債権行使(回収)するという制度が整えられた。基金は、使用者から賃金総額の0.2%を上限とする負担金を、産業災害補償保険料とあわせて徴収するので、企業間共済、つまり優良企業から破綻企業への再分配制度である。

基金の発端となった条項が1974年に導入されたのは、石油危機による企業倒産が相次ぎ、他方、前年制定された国民福祉年金法の施行留保(1975年に無期延期、事実上廃止)に関連する可能性も考えられる。年金も失業保険もなかった時代の、退職時の賃金保障規定が、34年後に雇用流動化政策のもとで「開花」したわけである。

このように、開発独裁時代の退職金・賃金保障条項の拡充が、労働市場柔軟化に付随した。しかし、退職金については1年未満の短期雇用者はカバーされず、雇用保険についても、強制加入対象とされてはいても中小零細企業などのカバレッジが低く、離職・失業後の所得保障はとうてい万全とはいえない状況であった。

そのため、政府は1998年に国会に失業対策・経済構造改革特別委員会を設置し、福祉改革過程で、雇用保険で救済できない失業者などを、公的扶助（国民基礎生活保障法）の「限時的」受給者とする応急措置をとった（労働部 [2001: 265]）。この時期の認識として、失業は一時的現象にとどまると見込まれ、実際、1998年以降2002年にかけて失業率の低下がみられた。しかし2003年には失業率が上昇しはじめ、2004年からの景気回復後も雇用情勢の好転がみられず（전ほか [2005a] [2005b]）、労働市場柔軟化政策の結果、「勤労貧困」（ワーキング・プア）という現代版インフォーマルセクターを誕生させたと指摘され始めた（남ほか [2005]、전ほか [2006]、정ほか [2005]）。

非正規労働は、1997年勤労基準法における変形時間労働と派遣労働の新設で法制化され、1998年のM&A解雇合法化とその適用業種の拡大を機に、経済構造改革にともなう企業経営改革の一環として、中高年男性にも急速に広がった（朴太堅 [2003]、呉 [2006]、向山 [2005]、横田 [2000]、이 [2005]、가·양 [2004]（書名の「飛」正規は非正規とおなじ発音）ように、労働者サイドのメリットを強調する向きもあるが、少数派にとどまる。

非正規労働の分類は、大きく「限時的」（契約社員のように期間の定めはないが継続雇用が期待しえないケース）、「（限時）期間制」（有期雇用）、そして「非典型」（派遣、オン・コール [呼び出し] などの特殊形態）の3種とされる（横田 [2003]）。

統計上、失業者のなかに短時間（パートタイム）労働者が紛れ込むことも（康ほか [1999: 90-93]）さることながら、従来の雇用統計に非正規労働をどう位置づけるかで、非正規労働者数が大きく変わるという問題が浮上した。すなわち、2005年8月の調査で非正規労働を追加調査したところ、非正規労働

表7 経済活動人口調査付加調査の雇用形態別分類(2005年8月)

単位: 1,000人,()内は%

		正規	非正規	計
従 事 上 の 地 位	常用	6,414 (42.9)	1,512 (10.1)	7,926 (53.0)
	臨時	3,073	3,970	7,034
	日雇い	(20.5)	(26.5)	(47.0)
	計	9,786 (63.4)	5,483 (36.6)	14,968 (100.0)

(出所) 金早雪[2006: 87] (ただし元データは、労働省ホームページ
<http://molab.news.go.kr/molab/index.html>, 2006年1月31日閲覧)。

約548万人(就業者の36.6%)のほか、表7の網掛け部分(正規職ではあるが従事上の地位は臨時・日雇い)約300万人(就業者の20%)をめぐる政府と労働側の見解が分かれた。労働界はこれらも非正規労働と変わるところがないと主張するのに対して、政府は「脆弱不安定就業層」ではあるが、労使政委員会の合意をもとにこれを非正規労働とは認めていない。

この調査に先立って、派遣労働者保護法の改正、期間制および短時間勤労者保護法の制定、そしてこれらに付随する労働委員会法改正という非正規労働3法が、2004年に国会に上程されたが、2006年2月と4月の国会でも民主労働党と民主労総の阻止で流産し、同年内の成立は危ぶまれていた(金早雪[2007: 42-43])。最大の争点は雇用期間制限で、1日でも過ぎると正規とみなされる点で使用者サイドが抵抗し、他方、民主労働党や民主労総は期間契約が徹底されて非正規労働者が2年または1年限りで雇い止めになるため、いっそう不安定雇用に陥ると断固反対していた。

しかし、2006年9月11日の労使政合意を受けて、11月30日、国会本会議で約20分間に「場内騒乱」18回、うち1回には「聴取不可」と記録されるほど、民主労働党の激しい騒乱と棄権を押し切って、最大野党ハンナラ党の協力を得て通過した(第2野党・民主党のみ反対、2007年7月施行)。

これによって、派遣・期間制労働はともに2年を限度とし(当初案では期間

制は1年), それ以降は自動的に正規とみなされ(違反した雇用主には3000万ウォンの過料), 差別待遇の禁止, 非正規雇用の濫用規制, そして違法ストへの制裁などが法制化された。

非正規労働3法の制定にいたるまでの間に, 2004年9月, 政府は国会に「イルジャリ(雇用)創出のための特別委員会」を設置したほか, 韓国輸出入銀行など一部企業では人員削減がボトムをついたため, 法制定以前から, 非正規職のうち希望者すべてを正規職に転換する動きも出ている。非正規労働3法による差別待遇禁止規定が, 非正規と正規の境界を低くするのか, あるいは脱法行為が蔓延するのか, 保護効果の判断は今後の施行状態をみるしかない。

以上, この項を要約すると, 1993年, 雇用保険法の制定(1995年施行)によって, 4大社会保険が出揃ったが, この直後から整理解雇・派遣労働などの労働市場の柔軟化が進み始めた。1998年の労使政合意は, 金大中政権のリーダーシップとIMF通貨危機への「拳国一致」的な状況から, M&A整理解雇に踏み切ると同時に, 退職金制度, 賃金債権保障など, 1960, 70年代からの労働者保護制度の整備もなされた。2000年代以降の高失業と非正規労働の急増への対処として, 2003年からの国会攻防の末, 2006年の「9 - 11労使政合意」により, 派遣・期間制労働の2年限定と差別禁止の法制化が実現したが, 「労使関係先進化」の要である複数労組組合法は先送りされた。

このように, 1998年に次いで2006年にも, 労使政委員会は労働問題の第2国会ともいうべき機能を発揮した。労使政委員会は社会コーポラティズムへの契機となるのか, 次節に進もう。

第3節 現代韓国のネオ・コーポラティズムの特徴と可能性

1. 労働政治と福祉政治

前節でみてきた位相転換をもたらした政策主体として、まずこの項では、ネオ・コーポラティズムの構造、すなわち政府、使用者・労働者団体、そして市民運動活性化状況を取り上げ、次項で三者協議体（労使政委員会）について考察する。

まず、1948年独立当時、福祉・労働はそれぞれ社会部の保健局援護課、労働局で所管され、1949年に保健部がいったん独立するが1955年に保健社会部として再統合されている。

工業化が本格化する1961年10月、同部に設置された労働局は、失業対策課と労働統計課からなり、1963年8月に労働庁に昇格したおりに労政局と職業安定局が置かれたように、当時の主管事項は、左派労働運動の監視と雇用確保にあった⁽⁸⁾。労働行政が進展するのは1980年代で、1981年に労働部が独立し（翌年、ILOオブザーバー資格獲得）、1988年になって国会に常任・労働委員会（現在は環境労働委員会）と政府シンクタンク・労働研究院が設置された⁽⁹⁾。

福祉（公的扶助）担当の局または課の名称は、現在の保健福祉部（1994～）までを通じて、援護（1948～61）、救護（1961～70）、保護（1970～2000）、そして福祉パラダイム転換を反映して生活保障（2000～）へと推移した。福祉関係のシンクタンクとしては、1971年に家族計画研究院が、次いで1976年には韓国保健開発研究院が設立され、1981年にこれらが韓国人口保健研究院として統合され、1989年に保健社会研究院（KIHASA）に改称・改編されて現在に至っている。

限定的福祉の背景となった経済開発は、副総理を院長とする経済企画院（1994年に財政部に統合）のもとで立案され、さらに労働研究院や保健社会研究院が創設されるまで、経済開発政策シンクタンクであった韓国開発研究院

(1973年設置)が労働・福祉についても研究・提言することが少なくなかった。

使用者団体は主要5団体があるが、そのうち全国経済人連合会(全経連, 1961年結成)と韓国経営者総協会(経総, 1970年結成)が、後述する労使政委員会に委員を出している。

前者は、朴政権の開発政策に積極的に協力してきたが、1997年に傘下研究所「自由企業院」を設置し、市場経済制度維持というスタンスから、急進的市民団体・参与連帯などへの批判の急先鋒となっている⁽¹⁰⁾。

後者・経総は、ILO加盟以前からオブザーバー参加し、融和的労使関係を目指して1996年からの労働改革では使用者サイドの中核となっている。

独裁開発時代における財界(とくに財閥)と政府の癒着と結託は周知の通りであるが、金大中政権(1998~2003年)は、経済構造改革を好機として一定の財閥規制に成果をあげた。しかし、金大中政権も含めて、協調的労使関係を先進化の指標であり目標とする点では、独立以来、開発独裁時代も通じて一貫しているといつてよい。

すなわち、韓国の労使関係政策は、当初から企業別労組を強制または誘導し、労使協議会の設置を誘導・義務づける一方で(김수복 [1998], 이·이 [2005]), 1企業1労組(複数労組禁止)、政治活動を禁じ、さらに1980年には韓国に独特の第三者介入禁止条項が新設された。しかし、こうした労働統制を生き延びた労働勢力は、民主化以降、非合法労総(組)による非合法ストを常態化させたため、非合法労総の合法化による統制を図るしかない状況を呈した(クー [2004], 공 [2000], 유 [2005])。

「労使関係先進化(ロードマップ)」と称された政策課題は、そのため労働界の韓国労総と民主労総への二分(いわゆる労労)問題にも直結していた。ネオ・コーポラティズムを代表する三者協議体は、この労使関係=「労労問題」の同時解決を最大目的としたが、労使対立以上に「労労対立」が深い状況にあった。そのため社会協約機構の構成は政府・公益を過半数とし、さらに二大労総を交えることに成功せず、穏健派労総のみを交えた「2.5者」にならざるをえなかった。こうした利益団体構成の特徴に、社会コーポラティズムへ

表8 1990年代政治状況

大統領（5年任期，2月交代）	国会（4年任期，5月交代，一院制，299議席）
1980.10 憲法改正	1980～84.5 第11代
1981～88 全斗煥：民主正義党	
1987.6 民主化宣言	1984～88.5 第12代
1987.10 憲法改正（第6共和国）	
1988～93 盧泰愚：民主自由党	1988～92.5 第13代
	1988 国会に常任・労働委員会設置
	1990 全労協結成
	1992～96.5 第14代
1993～98 金泳三（文民政府）： 新韓国党	1994 労働環境委員会（のち環境労働委員会）
1996 労働関係法改革委員会	1994 生活保護憲法裁判（～97），参与連帯結成
1997.11 IMF危機	1995 民主労総結成
1997.12 大統領選挙	
1998～2003 金大中（国民の政府）： 新千年民主党	1996～2000.5 第15代：「与小野大」
1998.2 労使政合意	1996.12 労働法大改正・不施行，生活保護法改正
	1997.3 労働法改正
	1997.12 韓国労総委員長，金大中候補を支持
	1998.2 金大中政権発足で与野党入れ替わり
	1998.12 国民基礎生活保障法制定
	1999.1 労使政委員会法
2002.12 選挙	2000.4 総選挙で参与連帯などが「落選運動」展開
	2000～04.5 第16代
2003～08 盧武鉉（参与政府）： ウリ党	2000～04.5 第16代
	2001 民主労働党結成
	2002 韓国労総，民主社会党結成
2006.9 労使政，「労使関係先進 化ロードマップ合意」（9- 11合意）	2004～08.5 第17代
2007.12 選挙	2004.4 民主労働党初議席（10議席）
	2008.4 国会総選挙

（出所）筆者作成。

の限界が集約されているのみならず，社会協約による労働市場柔軟化が着実に推し進められるという特徴をも付随させた。

ネオ・コーポラティズムのこうした特徴と限界を明らかにするために，1990年代の政治状況に照らしつつ（表8），労働者団体の現況をみておこう。

韓国最初のナショナルセンター・韓国労働組合総連盟（韓国労総、1961年設立、前身の大韓労総は与党・自由党の実質下部機構）は、開発独裁時代の唯一の合法労総でもあり、独自政党の結成や政治献金ができないとはいえ、ほぼ一貫して保守系政党（現在は野党・ハンナラ党）を支持し（例外は1997年、親・労働の観点から初めて野党・金大中候補支持を委員長個人名ながら支持表明）、幹部がその公認で立候補・当選したり、政府から補助金も出されていた。政治活動禁止条項は左派労組の封じ込めを主目的としたに過ぎず、違法闘争に徹し、1996年末を除いてゼネストをしたことのない穏健・融和的な韓国労総は、協調的労使関係の形成を目指す政府・使用者サイドにとって、必要不可欠な存在であったし、現在もそうである。

1980年代に韓国労総でも独自政党の結成を目指したほか、1997年からの一般的政治活動の合法化、1998年の選挙支援活動の合法化、さらに1999年における労組の政治献金禁止を憲法違反とする憲法裁判所⁽¹¹⁾の判決という潮流を得て、2002年に民主社会党を創設したが、求心力に欠け雲散霧消した（尹 [2005: 493-502]）。1995年、政府・使用者・韓国労総という従来の労働政治の場に、急進的ナショナルセンター・全国民主労働組合総連盟（民主労総）が誕生し、さらに1990年には民主労働党（党員の4割は民主労総員）⁽¹²⁾が誕生したことが、労働政策の合意形成機構の形成を複雑化させている。

民主労総は、企業内複数労組の解禁施行延期に対して産別組織化で対抗したため、表9が示すように、組合数では2割ながら組合員数は4割を超えるほか、何よりも2000年以降、現代自動車（4万3000人）⁽¹³⁾に代表される労働争議急増の立役者となっている。2007年1月の委員長選挙では、予想に反して穏健派から選出されたが、1次投票では過半数を得ておらず、2次決選でも52.4%の得票にとどまり、内部派閥闘争が見え隠れしている。

水と油のような韓国労総と民主労総は、2006年に至って勢力が逆転したと報じられるなかで、両労総の統合案も出たが、前年来、ともに幹部による就職斡旋などの多額の賄賂事件でいずれも執行部が交代したため実現しなかった。その後、互いに「イエロー組合」「裏街道組織」といった非難応酬が激化

表9 労働組合・争議

	1996	2000	2004
労組数	6,424	5,698	[6,302] ¹⁾
うち連合(産別)	27	46	[45] ¹⁾
単位	6,397	5,652	[6,257] ¹⁾
組合員数:(1,000人)	1,598	1,526	1,549
(組織率:%)	(13.3)	(12.0)	(11.0)
組合数の韓国労総と民主労総比:% ²⁾	-	-	韓63.1:民21.3
組合員数の韓国労総と民主労総比:% ²⁾	-	-	韓53.6:民43.5
労働争議調停申請件数	731	1,036	868
労働争議件数	85 [78] ¹⁾	250	462
うち韓国労総	[30] ¹⁾	32	63
民主労総	[48] ¹⁾	208	396
労働争議参加者:(1,000人)	79	178	184
勤労損失日数:(1,000日)	892	1,893	1,198
不法争議件数	13	67	58

(出所)労働部『労働白書』2005年版。

(注)1) 1996年および2004年の[]内データは、それぞれ1997年、2003年のもの。

2) 両労総の合計と100.0%との残差は、いずれの労総にも属さないもの。

し、後述する2006年9月のロードマップ合意に反発した民主労総メンバー8人が、白昼、韓国労総本部に侵入して占拠するという事態も起こった。

このように、労働界の分裂・対立は、非正規労働問題でもスタンスを異にするが、とりわけ企業内複数労組の合法化とそれに関連する労組専従者の賃金問題で利害が相反するため、社会協約を締結しがたい状況にある。

過渡期の最大の功績であった民主化宣言は、初の文民大統領・金泳三政権(1993~98年)のもとで、386世代による市民運動の興隆となってその成果を発揮した。1994年に市民団体「参与連帯」が結成され、生存権憲法裁判(1994~97年)¹⁴⁾の支援を皮切りに、一連の福祉関連法改正が一気に進められた(その結果の一端は、表1の最低生計費の欄参照)。市民運動が福祉改革に成功した理由として、福祉の極度の貧弱が疑いえないものであったこと、1996年4月の総選挙、1997年末の大統領選挙を控えて、国会改革を目指す各政党が法案

提出を競ったことのほか、社会保障基本法で、すでに福祉の普遍主義理念がうたわれていたことがあげられる。

このように、労働と福祉の対照的な政策方向は、労働政治においては既成労組の既得権益が横たわっているのに対して、福祉改革ではそうしたしがらみが少なく、政策提言志向の新興・市民運動が直に国会に持ち込んだというプロセスにも影響されたものである。

2. 労改委から「9 - 11労使政合意」まで

上述したネオ・コーポラティズム構造のもとで、どのような協議がなされたのかをみることにする。1996年の大統領諮問会議・労資関係改革委員会(労改委)に次いで、1998年にも同じく大統領権限によって労使政委員会が設置され、1999年5月に法制化され、さらに、2006年「9 - 11労使政合意」で、2003年からの懸案であった労使関係改革(「労使関係先進化ロードマップ」と非正規労働3法案に決着をつけるとともに、経済社会発展労使政委員会へと転換することとなった。これら三者協議体は、社会コーポラティズムへの里程標となるのか、その特徴と限界・可能性を考察する。

まずこれら3つの三者協議体に共通する点は、第1に、仲裁機能を期待して、労・使・政からの委員のほかに公益委員を加えているように、厳密には四者からなること、第2に、労改委を別として労働側は二大労総のうち、民主労総の参加が不完全であったこと、第3に、労使関係の「健全化」、「先進化」あるいは「産業平和」と称する、複数労組解禁問題など過去の労使関係遺制の払拭が10年間を通じた最大懸案であったこと、そして第4に、複数労組解禁などと引き換えに、整理解雇など労働市場柔軟化に誘導されてきたことである。

三者協議体の変遷をたどると、まず労改委は、労使各5人、学界10人、そして公益10人から構成され、当時、創立間もなくまだ非合法の民主労総からも(法律上は1997年から合法であるが、傘下に非合法の全国教員労組を含むため正

式認可は1999年), 2人参加した(あと3人は韓国労総)。二大労総が総数の6分の1であった労改委では, 公益委員案をもとに短期間に合意に達した。しかし, 国会に出された政府法案が労改委・公益委員案よりも使用者寄りであったため, 1996年末に国会は通過したものの, 前述したように1997年3月に法案の仕切りなおしを余儀なくされた。労改委の成果は, 公益委員による, 二大労総の調停, 次いで労使間の調停が, 不可能ではないという実例を示したことである。

1998年からの労使政委員会(英語名Korea Tripartite Commission)は, アドホックな機関であった第1期(1998年1~6月), 常設化された第2期(1998年6月~99年9月), そして1999年5月の法制化による第3期(1999年9月~)では, 構成や展開が異なる。

木宮[2001]をもとに整理しておく, 第1期と労改委との相違は, 公益委員をはずす代わりに, 「政」には政府のほか政党代表が加わり, 民主労総の説得に時間がかかりはしたが, 「経済危機のための社会協約」の内容は, 労使関係以外に企業の透明性確保や, 社会安全網の構築などへと広範囲化した。第2期は, 「政」の比重を減らして公益を復活させ, 成果とされる個別・現代自動車の整理解雇問題は, 本来は中央労働委員会が行うべきで, 労使政委員会の目的からははずれる。そして, 第3期の発足に先立って, 1999年2月, 教員労組法の不履行や整理解雇制度への反対を理由に, 民主労総は完全に脱退した。

そのため第3期の本会議構成は, 委員長1人, 常任委員1人, 労使代表各2人(うち1人欠員), 政府代表5人(財政經濟部, 労働部, 産業資源部, 企画予算庁の各長官および金融監督委員会委員長), そして公益委員8人(公益委員委嘱は事前に労働者・使用者団体の意見を聞く必要がある)の19人体制が常態化し, 韓国労総に脱退・復帰を一定の交渉戦術に使う余地を与えた。

主力財閥・現代グループの経営が悪化した2000年以降, 労使関係改革の山場を迎えて, 失業や非正規労働問題が急浮上したが, 労使政委員会は事実上, 開店休業状態が続いていた(日本労働研究機構[2001: 155])。2003年2月に盧武

鉉政権が登場すると失業対策に本格的に取り組むとともに 9月に複数労組合法化など「労使関係先進化ロードマップ」と称される集团的労働関係問題が労使政委員会に投げかけられた。非正規労働3法案は、2004年11月に上程されたが、2006年の「9 - 11労使政合意」により制定されるまで2年を要したことは、前述の通りである。

改めて「9 - 11労使政合意」の主な内容を整理すると、非正規労働3法案のほか、①事業場の複数労組合法化を2010年1月まで3年猶予、②複数労組の交渉窓口一本化の見送り、③労組専従者の賃金支払いの禁止を3年猶予、④公益事業場の範囲を拡大し、その職権仲裁を廃止し、合法スト時の代替勤労者の雇用許可、⑤整理解雇の事前通知60日を企業規模別に60～30日に短縮、⑥不当解雇判決にもとづく申請があれば賃金保証する、⑦採用時に書面契約を交わし、解雇時には事由を記載した書面通知をし、これがない解雇は無効とする、などである。

使用者サイドとしては、非正規労働の2年限定は年限を遵守さえすればよく、複数労組合法化3年延期は民主労総の傘下労組を放逐しうる機会ともなるので、総じてこれら合意で失うものは少ないまま、整理解雇の迅速化を得たとみてよい。

他方、労働サイドの背景と思惑は、次のように推測される。まず、韓国労総にとって、①はむしろメリットもあり、非正規2年限定についても、正規労働者が構成員の主体であることから、その痛みは比較的小さい。そして近年、不祥事の続発はいずれの労総もさして変わりがなかったが、民主労総の合法・非合法ストの頻度も様態も度が過ぎるといった批判的な世論が出るなかで⁽¹⁵⁾、民主労働党幹部に在米コリアンの北朝鮮スパイ発覚事件が起こった。2006年2月、韓国労総が労使政に完全復帰したのは、2004～05年に不祥事が続いただけに、労使政交渉のテーブルにつくことで、世論と穏健労働者を味方につけて、組織率でも失地回復の機会になりうるという理解はあながちの外れではないはずである。

こうした経緯のもとに、新たに発足する経済社会発展労使政委員会は、委

員長1人、常任委員1人、労働者・使用者・政府・公益を各2人の10人体制とした。公益委員の委嘱では、労働者・使用者団体からの事前意見聴取が削除された。主管事項から、「公共部門等の構造調整の原則と方案」が削除されたが、それ以外はマイナー・チェンジといってよい。そのため、さしあたり新委員会は10人中2人の労働側委員に、民主労総が加わるのかが注目される。おそらく民主労総にとっては、3年猶予への対抗手段として、産別化の下で非正規労働者の組織化による勢力拡大が目標となるろう。

このように、社会コーポラティズムと期待された労改委・労使政委員会は、三者協議とはいえ、政府・公益委員を過半として、1999年以降は対立する二大労総のうちの急進派労組を欠いた「2.5者」構成であった。そのため、労使関係先進化と労働市場柔軟化が抱き合わせにされた。

現時点では公的扶助制度の限定的パラダイムへの逆行の気配はみられないものの、この点はワークフェアの急拡大など、今後の運用次第でもある。何よりも福祉政策の主要課題が、医療や雇用保険、年金財政問題など、労働政策とより密接な事柄に移っているため、新・労使政委員会に付託される可能性もあろう。

おわりに

国家コーポラティズムのもとで形成された労働・福祉の位相は、過渡期まで延長され、労使関係「先進化」問題も、1990年代以降まで先送りされてきた。IMF通貨危機前後の福祉改革によって、福祉パラダイムは前時代とは決定的な訣別を遂げたが、労働政策は、低成長と労働市場の多様化のほか、前時代から受け継いだ労使関係「先進化」に絡めて、労働市場柔軟化が次々と展開されてきた。その過程で、国連、ILO、OECDへの加盟という国際化に後押しされたことも、見逃せない。

ひとたびここまで流動化された労働市場は、失業率が回復しても元に戻る

とは考え難い。そのため政府が一貫して目指してきた安定雇用，老後を含めた最低生活保障，そして自律的労使関係からなる福祉国家は，開発独裁の最大の成果であった安定雇用の少なくとも部分的放棄のもとで形成された。社会コーポラティズムへの移行の最大の課題は，社会コーポラティズムの形成それ自体とともに，労働・福祉のトータルな政策パッケージを生み出せるかどうかにあるだろう。

〔注〕

- (1) 国家コーポラティズムを主として1960～70年代とするが，以下では一部，1950年代にも言及する。実際，労働関係に限定すれば，第1期の原型の主要事項の起源は1953年にある。なお，労働・雇用政策の時期区分について，金裕盛 [2001] が1961～86年を「効率性指向」，1987～97年を「衡平性模索」，1998年以降を「効率性と衡平性の調和の試み」としているほか，김・성 [2005] は，1961～75年を「発芽期」，1976～86年を「発育期」，1987～97年を「発展期」，1998～2002年を「試練期」とするように，とりわけ1987年（民主化と労働大争議）や1997～98年（労働法大改正）がターニングポイントになりうるのだが，本稿では福祉国家化という観点から，基本的には本文で述べた3区分を議論の前提とする。
- (2) 重厚長大産業の雇用拡大時代には技術者不足がよく指摘されていたが，近年は，高学歴化とさらに母親同伴の小中学生にまで及ぶ海外留学などによって（2006年末現在，アメリカの外国人留学生は，韓国が93,728人，14.8%でトップである），労働需給のミスマッチが青年失業の一因ともなっている。反面，3K労働に相当する3D労働などで外国人労働が2006年現在，約82万人（うちアジア65万人），就労ビザ制度の導入で2010年には130万人に増加すると予想されている（『ニューズウィーク（韓国版）』2006.9.13，pp.26-27，外国人労働については，Lee, Jae-Hyup [2004] 参照）。
- (3) 2005年の合計特殊出生率が1.08という世界最低水準となり，保健福祉部（1994年まで保健社会部）は1955年の創設以来の主要課題であった人口抑制から，半世紀を経て出産奨励に政策を転じた。
- (4) 労働関係法案は1949年から準備されており，朝鮮戦争勃発で中断していたところ，1952年に釜山の朝鮮紡織で解放後最も激しい争議が発生したため制定を急いだという経緯も関係した。
- (5) 勤続年数2年以上の場合，勤続年数1年に対して30日分以上の平均賃金，10年を超える勤続年数1年に対して60日分以上を加算するとされ，常時勤労者30人以上の事業場が対象であった（金裕盛 [2001: 142]）。

- (6) 定年の規定はなく、契約・協定または就業規則で任意に定められている。1970年代は55歳が主流であったが、国民年金（1988年施行）の支給開始60歳（65歳に延長中）と高齢化趨勢から、安定した大企業などでは60歳ないし65歳が通例である。
- (7) 「差等制度禁止条項」とは、個々の労働者を職種などで異なる制度・条件を設けてはならないという原則だが、同一会社でも地域別事業場単位のほか、職種別労組との団体協約などに応じて異なる制度を設定することなどは認められている。
- (8) 興味深い点として、海外移住業務が1983年に外務部に移されるまで、労働局（庁）で担当されていた。
- (9) その後、雇用保険法の本格的施行に関連して、韓国職業能力開発院が1997年に設立された。
- (10) 2007年2月には、全経連が教育人的資源部（文部科学省に相当）と合同で作った「次世代高校経済教科書モデル」の資本主義経済の説明が、労働者の権利や労働組合についての言及がなく企業サイドの立場に偏っているとして、初の教員労組である全国教職員労働組合（全教組、1999年合法化）が配布中止を要求した。この問題について、労使政委員会は、穏健派・韓国労総の提案を受けて、「労働に対する正しい価値観形成のため、教科課程を改編すべき」との内容の建議文を教育部に伝達した（『朝鮮日報』2007年2月14、16日）。
- (11) 憲法裁判所は1960年にも設置されたが、62年から憲法委員会となり、現行憲法で復活した。裁判官9名（3名は国会議員、3名は大法院長指名、3名は大統領が直接指名）で、違憲立法審査、憲法解釈、政党解散、弾劾裁判を行う。このほか、2001年に設置された国家人権委員会も、民主化時代の市民権拡大に寄与しているが、2005年、上程中の非正規労働法案が労働者人権擁護として不十分とする見解を発表し、労働部長官がバランスを欠いた越権行為と反発した（『朝鮮日報』2005年4月12日）。
- (12) 1980年代の学生運動派閥を継承して、民主労働党は、反米・統一を掲げる民族解放（NL）派を多数派とし、少数の民衆階級（PD）派との内部対立がみられ、民主労総でも、NL派に近く大衆路線をとる国民派が多数派を占め（PD派とは事案別に連携）、PD派に近く現場闘争に主軸を置く汎左派との内部対立がある（『朝鮮日報』2006年2月13日）。なお、2006年末、ハンナラ党議員には、環境労働委員会委員4人をはじめとして、民主労働党員の秘書や補佐官総数30人ほどを採用しているという。労働問題の専門知識を有しているため、党籍を承知の上の例もあるという（同、2006年12月4日）。
- (13) 産別転化が完了した金属産別連盟の主力労組である。1987年、わずか34人での結成以来、争議がなかったのは1994年のみで、2001～03年の争議による年間損失額は1兆ウォンを超え、2004、05年にはややおさまったあと、2006年は非

正規法案や韓米FTA反対で実に13回のストが展開され、損失総額 1兆6464億ウォンにのぼった(会社発表)。2006年末の一時金支給問題によるストに対して、会社が労組に損害賠償請求訴訟を起こしたことから、さらにストで対抗するなど、膠着を極めている。同じ現代グループでも、現代重工業は、2007年2月6日の『朝鮮日報』全面広告欄(A5面)に、「12年無紛糾、労組に感謝します/12年の配慮、会社にありがとう」と大書し、契約より2ヶ月早く船舶引渡しを果たした返礼にドイツの船主が労組委員長夫妻を命名式に招いた折の写真が掲載された。

- (14) 判決は棄却だったが、5年以内に生計扶助を最低生計水準に引き上げるよう、政府に命じた。金泳三政権は、提訴直後の1994年10月に社会保障基本法案を国会に出し、金大中氏率いる野党の、最低生活はすべて国民の普遍的権利とする法案とが折衷されて、1995年12月に制定された。
- (15) 保守派を代表する朝鮮日報の「民主化20年国民意識調査」によると、労働者要求内容では、1987年末の非常に正当18.2%、正当66.7%から、2006年末は各3.8%、44.6%と半数以下にとどまり、さらに労働者行動方式でも、非常に正当20.9%、正当なほう66.0%が、2006年にはそれぞれ3.0%、25.7%に激減し、不当なほうとする回答が57.2%にも達した(同紙、2007年1月5日)。「暴力示威」は、民主労総のほか、韓米FTAをめぐる農民団体と警官隊の衝突や、その他の市民運動でも、2005年ごろから目立っている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 安春植 [1982] 『終身雇用制の日韓比較』 論創社。
- 石崎菜生 [2003] 「韓国のソーシャル・セーフティネット」(一橋大学経済研究所経済制度研究センター編・寺西重郎責任編集 『アジアのソーシャル・セーフティネット』 勁草書房 第2章 pp.55-101)。
- 稲上毅・逢見直人・下平好博/H・ウィッタカー/篠田徹 [1994] 『ネオ・コーポラティズムの国際比較』 日本労働研究機構。
- 宇佐見耕一編 [2003] 『新興福祉国家論』 アジア経済研究所。
編 [2005] 『新興工業国の社会福祉』 アジア経済研究所。
- 宇佐見耕一・牧野久美子編 [2006] 『新興工業国における雇用と社会政策: 資料編』 アジア経済研究所 調査研究報告書。
- エスピン-アンデルセン, G. (岡沢憲英・宮本太郎監訳) [2001] 『福祉資本主義の三つの世界』 ミネルヴァ書房。
- 呉学殊 [2006] 「日韓労使関係の比較: 非正規職を中心に」(mimeo) 法政大学大原

- 社会問題研究所主催公開講演会(2006年2月23日)レジュメ。
 韓国社会科学研究所社会福祉研究室(金永子監訳)[2002]『韓国の社会福祉』新幹社。
- 木宮正史[2001]「韓国における経済危機と労使関係レジームの「転換」: 労使政委員会の活動を中心に」(松本厚治・服部民夫編『韓国経済の解剖』文眞堂 pp.213-235)。
- 金成垣[2006]「韓国福祉国家性格論争」(野口所収 pp.107-123)。
- 金早雪[2002]「韓国型『福祉国家』への政治社会力学: 社会保障基本法(1995年)を中心に」(朝鮮奨学会『学術論文集』第24集 pp.49-74)。
 [2003]「韓国型『福祉国家』の始動」(宇佐見編所収 pp.85-134)。
 [2004a]「IMF体制と『韓国型福祉国家』」(『海外社会保障研究』No.146 pp.43-53)。
 [2004b]「社会保障制度の確立」(朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社 pp.183-200)。
 [2005]「韓国・公的扶助の救護・保護から普遍的最低生活保障への転換」(宇佐見所収 pp.73-124)。
 [2006a]「韓国の雇用・労働政策の変遷, 現状および課題」(宇佐見・牧野編所収 pp.63-83)。
 [2006b]「大韓民国」(萩原康生・松村祥子・宇佐見耕一・後藤玲子編『世界の社会福祉年鑑2006』旬報社 pp.285-313)。
 [2007]「連載資料『新興工業国における雇用と社会保障政策』第3回 韓国」(『アジア経済』第48巻第1号 2007年1月 pp.32-51)。
- 金裕盛[2001]『韓国労働法の展開』信山社出版。
- 金淵明編(韓国社会保障研究会訳)[2006]『韓国福祉国家性格論争』流通経済大学出版社。
- クー, ハーゲン(Hagen Koo)(高龍秀訳)[2004]『韓国の労働者』御茶の水書房(原著はKoo[2001], 韓国語版は[2002])。
- 高龍秀[2000]『韓国の経済システム』東洋経済新報社。
- 社会政策学会編[2006]『東アジアにおける社会政策学の展開』法律文化社。
- シュミッター, フィリップ・C/ゲルハルト・レームブルック編(山口定監訳)[1984]『現代コーポラティズムⅠ』木鐸社。
- 宋剛直[2001]『韓国の労働法』悠々社。
- 孫昌熹[1995]『韓国の労使関係』日本労働研究機構。
- 武川正吾/キム・ヨンミョン編[2005]『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂。
- 武川正吾/イ・ヘギョン編[2006]『福祉レジームの日韓比較: 社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会。
- 玉井金五[2006]「日本における社会政策の展開と特質」(社会政策学会所収 pp.25-

46)。

鄭武權 (チョ, ヌムグォン) (小田川華子訳) [2006] 「韓国の開発主義福祉レジーム」(社会政策学会所収 pp.113-133)。

辻中豊 [1994] 「比較コーポラティズムの基礎的数量分析」(稲上ほか所収 pp.423-477)。

ナム・チャンソプ (金永子訳) [2002] 『韓国の福祉制度の展開過程とその性格』(韓国社会科学研究院, pp.9-35)。

(金早雪訳) [2006] 「韓国福祉国家の類型化に関する批判的検討」(金淵明編所収 pp.203-240)。

日本労働研究機構編 [2001] 『韓国の労働法改革と労使関係』日本労働研究機構。

野口定久編 [2006] 『福祉国家の形成・再編と社会福祉政策』日本福祉大学COEプログラム企画 中央法規。

朴鍾律 (尹龍澤訳) [1998] 「韓国労働法の課題」(渥美東洋・小島武司編 『日韓における立法の新展開』中央大学出版部 pp.103-119)。

朴太堅 [2003] 『なぜ韓国の銀行は蘇ったのか: 韓国V字回復の立役者 国民銀行頭取・金正泰の挑戦』ダイヤモンド社。

白弼圭 [1996] 『韓国労使関係の新構造: アメリカ型から日本型へ』日本経済評論社。

法政大学大原社会科学研究所 [1998] 『現代の韓国労使関係』お茶の水書房。

向山英彦 [2005] 「韓国労働市場の構造変化」(『環太平洋ビジネス情報RIM』Vol.5 No.18 pp.7-29)。

山地久美子 [2007] 「書評: 武川正吾 イ・ヘギョン編 『福祉レジームの日韓比較』」(『アジア研究』Vol.50 No.1 pp.84-89)。

梁在振 (ヤンジェジン) [2006] 「韓国における新自由主義改革と労働市場」(武川・イ所収 pp.207-227)。

尹朝徳 (朴光駿訳) [2006] 「韓国における社会政策学の可能性」(社会政策学会所収 pp.42-60)。

横田伸子 [2000] 「1987年以降の韓国労働市場の構造変化と労使関係: 製造業男子生産労働者を中心に」(『東亞経済研究』第58巻第3号 2000年1月 pp.1-31)。

[2003] 「韓国における労働市場の柔軟化と非正規職労働者の規模の拡大」(『大原社会問題研究所雑誌』No.535 2003年6月号 pp.36-54)。

李泰王 [2004] 『ヒュンダイ・システムの研究』中央経済社。

<韓国語文献> (ハングル順。書名は便宜上、日本の常用漢字・カタカナ表記とした。また出版地はすべてソウル)

가재산 (カ・ジェサン)・양병만 (ヤン・ピョンマン) [2004] 『飛正規職』Joins H.R.

康淳熙・田栽植・李啓五 [1998] 『失業統計ノ改善方案』韓国労働研究院。

- 經濟構造調整諮問會議 [1988] 『經濟先進化ノタメノ基本構想: 經濟構造調整諮問會議報告書』經濟構造調整諮問會議。
- 공덕수 (コン・ドクス) [2000] 『韓国ノ労働組合ト労働政治』經進社。
- 구해근 (ク・ヘグン) (신관영 [シン・グアニョン] 訳) [2002] 『韓国労働階級ノ形成』創作ト批評社 (原著はKoo 2001)。
- 김성중 (キム・ソンジュン)・성제환 (ソン・ジェファン) [2005] 『韓国ノ雇用政策』韓国労働研究院。
- 金秀坤・李周浩 [1995] 「労働関係ト人力開発政策」(『韓国經濟半世紀: 歴史的評価ト21世紀ビジョン』韓国開發研究院 pp.524-565)。
- 김수복 (キム・スボク) [1998] 『勤勞者参与 및 協力増進二關スル法律』中央經濟社。
[2006] 『勤勞基準法 (改訂増補)』中央經濟。
- 김인춘 (キム・インチュン) ほか [2005] 『世界化ト労働改革』白山書堂。
- 김형배 (キム・ヒョンベ)・박지순 (パク・チスン) [2004] 『勤勞者概念ノ變遷ト関連法ノ適用』韓国労働研究院。
- 남재량 (ナム・ジェリヤン)・류근관 (リュ・グングアン)・최효미 (チェ・ヒョミ) [2005] 『雇用不安階層ノ実態オヨビ雇用政策課題』韓国労働研究院。
- 中央經濟編集部 [2005] 『労働法便覧』中央經濟。
- 労働部 [各年版] 『労働白書』。
[各年版] 『労働統計年鑑』。
[各年版] 『雇用保險白書』。
[2001] 『失業対策白書1998~2000』。
[2003] 『国民ノ政府 (1998~2002) 失業対策白書』。
- 労働関係改革委員會 [1996] 『賃金・退職金制度ノ労働組合ノ活動』。
- 労働政委員會 [2007] 『労働政委員會活動報告書2006』。
- 大統領秘書室・삶의質向上企画團 [2002] 『生産的福祉ノ成果ト展望討論會 (資料集)』。
- 朴宗淇ほか [1981] 『韓国社会保障制度改善ノタメノ研究報告書』韓国開發研究院。
- 朴讚用 [1998] 『社会保障發展目標設定ト政策課題』韓国保健社会研究院。
- 박흥민 (パク・ホンミン)・이경희 (イ・ギョンヒ) [2002] 『企業年金市場活性化ト保險会社対応戦略』保險開發院。
- 房河男 [1998] 『韓国企業ノ退職金制度研究』韓国労働研究院。
- 송호근 (ソン・ホグン)・홍경준 (ホン・ギョンジュン) [2006] 『福祉国家ノ台頭』나남출판。
- 이호근 (イ・ホグン) [2005] 「韓国労働市場ノ柔軟化ト非正規勤勞」(김인춘ほか [2005: 259-319])。
- 여유진 (ヨ・ユジン)・김미곤 (キム・ミゴン)・김태완 (キム・テワン)・양시현

- (ヤン・シヒョン)・최현수(チェ・ヒヨンス)[2005]『貧困ト不均等ノ動向
オヨビ要因分解』韓国保健社会研究院。
- 유병상(ユ・ボムサン)[2005]『韓国ノ労働運動理念: 理念ノ過剩, 疎通ノ貧困』
韓国労働研究院。
- 尹能善ほか[1986]『労働政策』(全国経済人連合会編『韓国経済政策40年史』pp.827-
909)。
- 윤옥현(ユン・ウクキョン)編[2006]『(全訂版)새(新)労働法解説』韓国經濟
新聞。
- 李容河・金振洙[1998]『国民年金民営化論ノ虚像』国民年金管理公団。
- 이주희(イ・ジュヒ)・이승협(イ・スンヒョプ)[2005]『経営参与ノ実態ト課題』
韓国労働研究院。
- 임영재(イム・ヨンジェ)・이중가(イ・ジュンガ)[2003]『企業年金ノ支配構造
実態ニ関スル小考』韓国開發研究院。
- 전병유(チョン・ピョンユ)・김혜원(キム・ヘウオン)・신동균(シン・ドンギュ
ン)[2006]『労働市場ノ 兩極化ト 政策課題』韓国労働研究院。
- 전병유(チョン・ピョンユ)・어수봉(オ・スポン)ほか[2005a]『雇用ナキ成長
ニ対スル対応戦略研究〔I〕』韓国労働研究院。
- 전병유(チョン・ピョンユ)・장지연(チャン・ジヨン)ほか[2005b]『雇用ナキ
成長ニ対スル対応戦略研究〔II〕』韓国労働研究院。
- 정광수(チョン・グワンス)[2000]『韓国都市勤労者家計ニ対スル研究』韓国開發
研究院。
- 정찬호(チョン・ジャンホ)・황덕수(ファン・ドクス)・이병희(イ・ピョンヒ)・
박찬임(パク・チャンイム)[2005]『韓国ノ勤勞貧困研究』韓国労働研究院。
- 参与福祉企画団・保健福祉部・韓国保健社会研究院[2004]『参与福祉5カ年計画』
韓国保健社会研究院。
- 崔章集[1988]『韓国ノ労働運動ト国家』열음사。

< 英語文献 >

- Choi, Jang Jip[1991]『*Labor and the Authoritarian State: labor Unions in south Korean
Manufacturing Industries, 1961-1980*』Seoul: Korea University Press.
- Ginsburg, Tom[2004]『*Legal Reform in Korea*』London and New York: Routledge
Curzon.
- Holliday, Ian[2000]『“Productivist Welfare Capitalism: Social Policy in East Asia,”
Political Studies, Vol.48, pp.706-723.
- Kim, Jo-Seo[2005]『Formation and Development of the Welfare State in the Republic
of Korea,』*The Developing Economies*, Vol.XLII, No.2, June 2004, pp.146-175,
Tokyo: Institute of Developing Economies.

- [2007] “The New Strategies of Welfare and Labour for the Aging Society in the ROK,” *International Symposium on Social Policy in Asia*, February 9-10, 2007, organised by Public Economics Group, School of International and Public Policy and Graduate School of Economics, pp.21-34, Tokyo: Hitotsubashi University.
- Kim, Soh-Yeong [2004] “ Korean labor law reform, ” in Ginsburg 2004, pp.134-147.
- Koo, Hagen [2001] *Korean Workers*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Kuhnle , Stein [2004] “ Productive Welfare in Korea, ” in Mishra et.al. [2004]
- Kwon, Huck-ju ed.[2005]*Transforming the Developmental Welfare State in Asia*, New York: Palgrave Macmillan (UNRISD)
- Lee, Byoung-Hoon [2004] “ Social Dialogue and Union’s Involvement in Korea, ” *Korea Journal of Political Economy*, Volume 2, pp.163-180: Seoul.
- Lee, Jae-Hyup [2004] “ Controlling Foreign Migrant Workers in Korea, ” in Ginsburg 2004, pp.148-168.
- Martin , J. P., Peter Tergeist and Raymond Torres [2004] “ Reforming the Korean Labor Market and Social Safety Net ,” in Charles Harvie, Hyun-Hoon Lee and Jung-Gun Oh, *The Korean Economy*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar Publishing Limited, pp.78-119.
- Mishra, Ramesh, Stein Kuhnle, Neil Gilbert and Kyunbae Chung [2004] *Modernizing the Korean Welfare State: Towards the Productive Welfare Model*, New Brunswick and London: Transaction Publishers.
- OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) [2000] *Pushing Ahead with Reform in Korea: Labour Market and Social Safety-net Policies*, Paris: OECD.
- Shin , Dong-Myeon [2003] *Social and Economic Policies in Korea*, London and New York: Routledge Curzon.
- Yi , Ilcheong and Byeong-hee Lee [2005] “ Development Strategies and Unemployment Policies in Korea, ” in Kwon ed., *Transforming the Developmental Welfare State in Asia*, 2005, pp.143-169.
- Yoo , Kil-Sang [2000] *The Employment Insurance System in Korea*, Second Edition, Seoul: Korea Labor Institute.

< 関連サイト >

大韓民国国会

同 会議録検索

韓国・労働部

www.assembly.go.kr/index.jsp

www.likms.assembly.go.kr/record/index.html

www.molab.go.kr/

韓国・保健福祉部	www.mohw.go.kr/index.jsp
労使政委員会	www.img.go.kr
民主労働党	www.kdlp.org/ 英語版 inter.kdlp.org/
全国民主労働組合総連盟（民主労総）	www.nodong.org/
韓国労働組合総連盟（韓国労総）	www.fktu.or.kr/